（証券コード 9509）
平成27年６月４日

株 主 各 位

札幌市中央区大通東１丁目２番地
北 海 道 電 力 株 式 会 社
取締役会長　佐 藤 佳 孝

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて，第91回定時株主総会を下記により開催いたしますので，ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお，当日ご出席におさしつかえの場合は，お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご高覧くださいまして，**以下のいずれかの方法により，平成27年６月24日（水曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

［書面による議決権行使］

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ，**上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付ください。**

［電磁的方法（インターネット等）による議決権行使］

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.it-soukai.com/）にアクセスしていただき，同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり，画面の案内に従って，各議案に対する賛否をご入力ください。

電磁的方法による議決権行使に際しては，後記の「インターネット等による議決権行使について」（17頁）をご確認くださいますようお願い申しあげます。

［重複行使の取り扱い］

電磁的方法で複数回数，議決権を行使された場合は，最後の行使を有効なものとし，議決権行使書面による方法と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は，電磁的方法による議決権行使を有効なものといたします。

記

1. 日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時

（受付開始時刻は午前８時30分を予定しております。
開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので，お早目のご来場をお願い申しあげます。）

2. 場　　所　札幌市中央区大通西８丁目１番地
東京ドームホテル札幌　地下２階ピアリッジホール

3. 会議の目的事項

報 告 事 項　平成26年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告，連結計算書類，計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

＜会社提案（第１号議案及び第２号議案）＞

第１号議案　取締役12名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件

＜株主提案（第３号議案から第８号議案まで）＞

第３号議案　定款一部変更の件（1）
第４号議案　定款一部変更の件（2）
第５号議案　定款一部変更の件（3）
第６号議案　定款一部変更の件（4）
第７号議案　定款一部変更の件（5）
第８号議案　定款一部変更の件（6）

上記各号議案の内容等は，後記の「株主総会参考書類」に記載してあります。

4. 招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使をされる場合は，株主総会の日の３日前までに，議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

招集ご通知に添付すべき事業報告，連結計算書類及び計算書類並びにこれらの監査報告書謄本は，別添の「平成26年度報告書」のとおりであります。

◎当日ご出席の方は，お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また，本招集ご通知及び別添の「平成26年度報告書」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎代理人により議決権を行使される場合は，議決権を有する他の株主さま１名に委任することにより可能となります。この場合，委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.hepco.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案及び第２号議案）＞

第１号議案及び第２号議案は，会社提案によるものであります。

第１号議案　取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので，取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

（五十音順）

	氏　　名 （生 年 月 日）	略　　歴 （地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社普通株式の数
1	恩村（おんむら）　裕之（ひろゆき） （昭和31年５月17日生）	昭和55年 ４ 月　当社入社 平成20年 ７ 月　当社理事 人事労務部長 平成22年 ６ 月　当社理事 東京支社長 平成23年 ６ 月　当社常務取締役 ビジネスサポート本部副本部長 平成24年 ６ 月　当社常務取締役 地域産業経済担当 平成26年 ６ 月　当社取締役 常務執行役員 考査担当・地域産業経済担当・コンプライアンス担当 現在にいたる。	5,000株
2	阪井（さかい）　一郎（いちろう） （昭和32年４月13日生）	昭和57年 ４ 月　当社入社 平成23年 ７ 月　当社理事 発電本部副本部長兼原子力部長 平成24年 ７ 月　当社理事 原子力部長 平成25年 ６ 月　当社常務取締役 発電本部副本部長，泊原子力事務所長 平成26年 ６ 月　当社取締役 常務執行役員 発電本部副本部長，泊原子力事務所長 現在にいたる。	6,350株

	氏　　名 （生 年 月 日）	略　　歴 （地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社普通株式の数
3	酒井　修 （昭和31年７月10日生）	昭和56年４月　当社入社 平成23年６月　当社常務取締役 発電本部長 平成24年６月　当社取締役副社長 企画本部長 平成26年６月　当社取締役副社長 副社長執行役員 企画本部長 平成26年９月　当社取締役副社長 副社長執行役員 企画本部長，発電本部副本部長，企画部・原子力品質保証室・原子力部・新エネルギー･再生可能エネルギー担当 現在にいたる。	8,510株
4	佐々木 亮 子 （昭和21年７月６日生）	昭和56年４月　株式会社調査開発センター入社 平成４年６月　同　常務取締役 平成７年７月　有限会社アールズセミナー取締役（代表者） 現在にいたる。 平成14年７月　北海道副知事 平成15年５月　同　退任 平成19年７月　北海道公安委員会委員長 平成24年10月　同　退任 平成25年６月　当社取締役 現在にいたる。 （重要な兼職の状況） 有限会社アールズセミナー取締役（代表者）	2,000株
5	佐藤佳孝 （昭和25年４月22日生）	昭和49年４月　当社入社 平成18年６月　当社常務取締役 平成19年６月　当社常務取締役 お客さま本部長 平成20年３月　当社取締役社長 お客さま本部長 平成21年６月　当社取締役社長 平成24年３月　当社取締役会長 現在にいたる。	19,208株

	氏　　名 （生 年 月 日）	略　　歴 （地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社普通株式の数
6	相馬道広（そうまみちひろ） （昭和32年２月７日生）	昭和54年４月　当社入社 平成22年７月　当社理事 営業部長 平成25年６月　当社常務取締役 お客さま本部長 平成26年６月　当社取締役 常務執行役員 お客さま本部長，企画本部副本部長，環境室・営業部担当 現在にいたる。	5,300株
7	富樫泰治（とがしたいじ） （昭和30年６月10日生）	昭和54年４月　当社入社 平成20年７月　当社理事 函館支店長 平成23年６月　当社理事 土木部長 平成24年６月　当社常務取締役 札幌支店長 平成25年６月　当社常務取締役 企画本部副本部長，札幌支店長 平成25年８月　当社常務取締役 企画本部副本部長，発電本部副本部長，札幌支店長 平成26年１月　当社常務取締役 発電本部副本部長，札幌支店長 平成26年６月　当社取締役 常務執行役員 発電本部副本部長，札幌支店長 平成27年１月　当社取締役 常務執行役員 発電本部副本部長，土木部・水力部担当 現在にいたる。 （重要な兼職の状況） ほくでんエコエナジー株式会社取締役社長	5,900株
8	林宏行（はやしひろゆき） （昭和30年８月５日生）	昭和53年４月　当社入社 平成22年７月　当社理事 情報通信部長，ほくでん情報テクノロジー株式会社兼務出向 平成25年６月　当社常務取締役 発電本部長，企画本部副本部長 平成26年６月　当社取締役 常務執行役員 発電本部長，企画本部副本部長 平成27年１月　当社取締役 常務執行役員 発電本部長，企画本部副本部長，情報通信部・火力部担当 現在にいたる。	4,874株

	氏　　名 （生 年 月 日）	略　　歴 （地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社普通株式の数
9	※ 藤井（ふじい）　裕（ゆたか） （昭和31年４月19日生）	昭和56年４月　当社入社 平成19年６月　当社室蘭支店長 平成22年６月　当社人事労務部長 平成23年７月　当社理事 人事労務部長 平成26年６月　当社上席執行役員 お客さま本部副本部長，ビジネスサポート本部副本部長 平成26年９月　当社上席執行役員 お客さま本部副本部長，流通本部副本部長，配電部・工務部担当 現在にいたる。	6,600株
10	※ 古郡（ふるごおり）　宏章（ひろあき） （昭和31年12月29日生）	昭和55年４月　当社入社 平成21年６月　当社経理部長 平成23年６月　当社岩見沢支店長 平成23年７月　当社理事 岩見沢支店長 平成26年６月　当社上席執行役員 企画本部副本部長，ビジネスサポート本部副本部長 平成26年９月　当社上席執行役員 企画本部副本部長，ビジネスサポート本部副本部長，総合研究所・総務部・資材部担当 現在にいたる。	7,700株
11	真弓（まゆみ）　明彦（あきひこ） （昭和29年５月７日生）	昭和54年４月　当社入社 平成24年６月　当社常務取締役 流通本部長 平成26年１月　当社取締役副社長 流通本部長 平成26年６月　当社取締役副社長 副社長執行役員 流通本部長 平成26年９月　当社取締役社長 社長執行役員 流通本部長 現在にいたる。	13,608株

	氏　　名 （生 年 月 日）	略　　歴 （地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社普通株式の数
12	森（もり）　昌弘（まさひろ） （昭和32年８月25日生）	昭和55年４月　当社入社 平成20年７月　当社理事 企画本部副本部長兼企画部長 平成24年６月　当社常務取締役 ビジネスサポート本部副本部長 平成26年６月　当社取締役 常務執行役員 ビジネスサポート本部副本部長，人事労務部・広報部担当 現在にいたる。	8,802株

（注）1. ※印は，新任候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には，特別の利害関係はありません。
3. 佐々木亮子氏は，社外取締役候補者であります。同氏の北海道副知事，北海道公安委員会委員長及び会社経営者としての豊富な経験や幅広い識見を当社経営に活かしていただくため，社外取締役候補者とするものであります。
4. 佐々木亮子氏は，現在，当社の社外取締役であり，社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって２年となります。
5. 佐々木亮子氏につきましては，東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。
6. 佐々木亮子氏は，平成27年５月26日付で株式会社アークスの社外取締役に就任する予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役下村幸弘氏が任期満了となりますので，監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお，本議案につきましては，監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

	氏　　名 （生 年 月 日）	略　　歴 （地位及び重要な兼職の状況）	所有する当社普通株式の数
1	下村（しもむら）　幸弘（ゆきひろ） （昭和32年６月８日生）	昭和55年４月　株式会社北海道拓殖銀行入行 平成23年６月　株式会社北洋銀行常務執行役員 平成25年５月　株式会社エッセ監査役 現在にいたる。 平成25年６月　株式会社北洋銀行常勤監査役 現在にいたる。 平成25年６月　株式会社札幌北洋カード監査役 現在にいたる。 平成25年６月　ノースパシフィック株式会社監査役 現在にいたる。 平成25年６月　北栄保険サービス株式会社監査役 現在にいたる。 平成26年６月　当社監査役 現在にいたる。 （重要な兼職の状況） 株式会社北洋銀行常勤監査役	0株

（注）1. 下村幸弘氏は，社外監査役候補者であります。同氏の会社役員としての経験や幅広い識見を当社の監査に反映していただくため，社外監査役候補者とするものであります。

2. 下村幸弘氏は株式会社北洋銀行の常勤監査役であり，当社は同社の株式を保有しております。同社は当社の株主であり，同社と当社の間には資金の借入等の取引があります。また，同氏はノースパシフィック株式会社の監査役であり，同社は当社の株主であります。

3. 下村幸弘氏は，現在，当社の社外監査役であり，社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって１年となります。

4. 下村幸弘氏につきましては，東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。

＜株主提案（第３号議案から第８号議案まで）＞

第３号議案から第８号議案までは，株主提案によるものであります。

なお，提案株主（57名）の議決権の数は，1,087個であります。

第３号議案　定款一部変更の件（1）

▼議案の内容

「第１章　総則」に以下の条文を追加する。

（防災倫理規定について）

第１条の２　本会社は，その所有する発電用原子炉を稼働するか否かの決定にあたり，原子力災害に対する周辺住民の防災・避難の問題に十分に配慮し，以下の本会社独自規定に従うものとする。

（1）泊発電所については，その30ｋｍ圏内において，少なくとも行政による住民の防災避難対策が十分整い，地域内の全住民が，万一の事故の際，施設敷地緊急事態発生から２時間以内に圏外に避難できると実証されるまでは再稼働を行わない。

（2）泊発電所については，その30ｋｍ圏内において，少なくとも全ての医療施設・障がい者施設・社会福祉施設と，これらの協力機関において，万一の過酷事故に備えた避難用車両が完備され，尚且つ，路面状況や利用者の身体的・精神的状況等により，避難が間に合わない場合に備えた，放射性物質除去機能付き換気設備のある耐震性鉄筋コンクリートのシェルターと，10日程度の屋内退避措置に耐える物資の備蓄が行なわれていない場合には再稼働を行わない。

▼提案の理由

原子力災害への対策の責任は原子力施設の立地道府県及び市町村に課せられている。しかし，本会社は泊発電所の稼働により放射性物質を発生させてきた。一企業の営利活動によって，周辺地域の住民の財産権及び命と健康を広範囲に著しく害することは，万一にもあってはならない。稼働の如何に関わらず，泊発電所に核燃料が存在する限り，このことは本会社の倫理的責任である。

泊発電所の事故で放射性物質の大規模な漏えいが生じた場合，周辺の人々が，災害時要配慮者を含め全員，無事に，数時間以内に避難を完了できる確証がない場合，本会社として稼働を決定するのは問題である。故に，本提案に掲げる再稼動に際しての本会社独自の倫理規定が必要である。

こうした規定を他の電力会社に先駆けて設けることは，本会社のイメージ向上にも寄与するであろう。

〇取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

原子力防災対策については，「原子力災害対策特別措置法」により，原子力災害の予防や緊急事態応急対策の実施などに関する原子力事業者の義務が定められております。

当社は，この法律に基づき関係自治体と協議のうえ，「泊発電所原子力事業者防災業務計画」を作成しております。

この法律で定める原子力緊急事態に該当するような事象が発生した場合には，国，北海道，関係町村，防災関係機関及び当社の関係者が緊急事態応急対策等拠点施設（北海道原子力防災センター）に参集して原子力災害合同対策協議会を組織し，相互に情報交換や協力を行いながら緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を

実施していくことになっております。
　当社といたしましては，今後も国及び関係自治体との連携のもと，情報連絡体制及び指揮命令体制の確立並びに要員及び必要な資機材の確保を図るとともに，教育，訓練の実施を通じ，対応体制の一層の充実，強化を図ってまいります。
　したがいまして，原子力防災対策については，法律の定める役割分担に基づき充実・強化していくことが適切であり，本議案のような内容を定款に定めることは不適切であると考えます。

第４号議案　定款一部変更の件（2）

▼議案の内容

「第５章　監査役及び監査役会」第36条に以下の第２項を追加する。

２　前項の議事録については，株主が適切であるかどうかの判断に資するため，請求株主に監査役会議事録を開示する。

▼提案の理由

日本は北海道を含め少子高齢化が進み，団塊の世代である年金受給者が急増している。本会社は，年金運用に多大な影響がある機関投資家が上位を占めている。年金受給者は，年金運用に大きな関心を持ち本会社の行動を見守っている。年金運用を付託された機関投資家，及び，我々株主も株価評価に敏感で，現状の連続無配当は，看過できない。又，株価の大暴落懸念と責任が及ぶ事（株主代表訴訟）を危惧している。

企業能力を最大限に生かし企業収益を向上させるために，監査役会での議事録を請求株主に情報開示し，多くの株主の多様な知識や経験を利活用して企業価値を高める意見を出しやすくする必要がある。

監査役は，一般株主に代わり取締役，及び，会計業務の妥当性のみならず，『北電グループCSR行動憲章』の経営理念を監査し上記の様な懸念を払拭する責任がある。こうした事から，第36条第２項を追加する事を提案する。

〇取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

監査役会議事録には企業秘密に関する内容が記載される可能性が高く，本議案のように監査役会議事録の閲覧又は謄写請求権の行使を無条件に認める場合，企業秘密の漏洩などにより会社に著しい損害を与え，株主共同の利益を害するおそれがあります。このため，会社法は，権利を行使するための必要性がある場合に限り，裁判所の許可を得たうえで，株主さまによる議事録の閲覧を認めることを定めております。また，会社に著しい損害を与えるおそれがあると認めるときは，株主さまの閲覧又は謄写請求を裁判所は許可することができないと定めております。

したがいまして，監査役会議事録の閲覧又は謄写請求権の行使において株主共同の利益を害することを防ぐためには，会社法に基づく取り扱いによることが適切であり，本議案のような内容を定款に定めることは不適切であると考えます。

第５号議案　定款一部変更の件（3）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第８章　原子力部門の分社化

第45条　本会社の原子力部門の事業を別途設立する会社にすべて委譲し，以降，本会社においては原子力事業を行わない。

２　前項により設立する会社の経営には，国の関与を求めるものとする。

▼提案の理由

日本の電力業界には，いま改革の波が押し寄せています。来年には電力が全面自由化され，発送電分離も５年後には実施される見通しです。原子力を使わない発電事業者との競合が始まります。

原発再稼働に向け総額１千億円以上の安全対策費をかけている本会社が競争力を保持できるのか大いに危惧されるところです。すでに自由化されている50kW以上の領域で本会社は競争には勝てず，顧客を失っている状況を見ると，本会社の前途に暗雲をみる思いです。

原子力を使わない発電事業者と今後競争して行くには，火力と水力だけのリスクの少ない安全な体制にしなければ競争力を持てない，と考えられますので，原子力部門は切り離して分社化することを提案します。

原子力発電を続けることは，リスクの高い経営であり，一民間企業だけで取り組むのは無理であることは，東京電力(株)の前例が示す通りなので，分社化される新会社の経営には国側の関与も求めるべきです。

〇取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

エネルギー資源の乏しいわが国において，原子力，石炭，天然ガスや，水力をはじめとする再生可能エネルギーなどの様々な電源を活用していくことが必要です。その中でも，低炭素社会の実現に配慮しながら低廉な電気を安定的に供給するためには，安全性の確保を大前提として，燃料供給の安定性，長期的な価格安定性を有し，発電時にCO_2を排出しない原子力は当社の重要な基幹電源として不可欠であり，当社は泊発電所を活用することによって，電力の安定供給と電気料金の低減に努めてまいりました。

泊発電所の安全確保につきましては，新規制基準への適合はもとより，重大事故対策についての自主的・継続的な取り組みが不可欠との認識のもと，経営の最重要課題と位置づけており，リスクの低減に一層取り組むという決意で昨年の６月に「安全性向上計画」を策定し，社長のトップマネジメントのもと一層の安全性向上に取り組んでおります。

また，当社は，泊発電所の一日も早い発電再開を実現し，電力の安定供給を万全なものとするとともに，営業運転復帰後の電気料金の値下げを行うことにより競争力を高め，企業価値向上に努めてまいります。

したがいまして，原子力は当社の基幹電源として必要不可欠であり，本議案のような内容を定款に定めることは不適切であると考えます。

第６号議案　定款一部変更の件（4）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第９章　株主への情報開示

第46条　株主が本会社の帳簿・契約関係書類の開示を請求した際には，本会社はこれに応じる。

▼提案の理由

株主は，株主総会に出席して意見を述べたり，議案を提案する権利を有する。また，株主は会社運営上，役員が会社に甚大な損害を与えた場合，これを指摘する権利を持つ。株主の権利を適正に行使するためには事業報告，計算書類では不十分であり，資産，配当額の計算を裏付ける会社の帳簿，電力料金や資産に関連する契約内容等が開示されなければならない。

特に内容が確かめにくい「原子力環境整備促進資金管理センター」，「日本原燃」，「原子力損害賠償支援機構」などとの詳細な契約条件の開示を求める。

また，監査役，取締役会は電力料金や資産に関連する契約内容等を明示し，自らの役職に怠りがないことを明らかにする義務を負うものとする。

〇取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

当社では，会計帳簿等につきましては，会計監査人が独立した立場で監査を行っており，監査役は，会計監査人が独立した立場を保持し，適正な監査を行っていることを確認しております。また，監査役は，重要な会議への出席や重要な決裁書類等を閲覧することなどにより，業務が適正に行われているかなどの監査を行っております。

このように，当社では，会社法の定めに従い，株主さまから選任された会計監査人や監査役が取締役の意思決定や業務執行を監査する仕組みが構築されており，監査結果につきましては，報告書に記載し，株主総会において報告を行っております。

本議案のように会計帳簿等の閲覧又は謄写請求権の行使を無条件に認める場合，第三者への提供など不当な目的を持って行うことも可能となるため，企業秘密の漏洩などにより会社に著しい損害を与え，株主共同の利益を害するおそれがあります。このため，会社法は，請求権を行使できる株主を総株主の議決権の３％以上の議決権を有する株主などに制限するとともに，権利行使にあたっては請求の理由を明らかにすることを求めております。さらに，会社の業務の遂行を妨げ株主共同の利益を害する目的で請求した場合には，会社が請求を拒絶することを認めております。

したがいまして，会計帳簿等の閲覧又は謄写請求権の行使において株主共同の利益を害することを防ぐためには，会社法に基づく取り扱いによることが適切であり，本議案のような内容を定款に定めることは不適切であると考えます。

第７号議案　定款一部変更の件（5）

▼議案の内容

以下の章を追加する。

第10章　議決権個数の正確な計数と臨時報告書への記載

第47条　本会社は総会当日に出席した個別株主の議決権個数を正確に数えて記載した臨時報告書を提出する。

▼提案の理由

この議案は，2014年の株主総会において18.4％(約25万２千個)の賛同を得ています。本会社は招集通知で定時株主総会の参加を呼びかけている。株主総会に当日出席すると，出席者の総会前日までの議決権行使が差し引かれる。総会会場における議案の賛成，反対の議決数は，本会社が把握できたものだけが計数され，その他は賛否の数に算入されていない。その記録は総会後，金融庁に提出される臨時報告書に掲載されている。

特定の株主の議決個数だけが加算され，他は無視される総会議決結果は不公平・不合理であり信頼できない。前日までに大株主などの投票によって議決の結果が明らかだとしても，正確な議決数を報告書に記すべきである。不明数が無視されず正確に計数されれば，我々の株主提案に対する賛同率に反映され，この結果は再提案に必要な賛同率10％を越えるかどうかという判断の際，重要となる。

〇取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

「企業内容等の開示に関する内閣府令」においては，臨時報告書に記載すべき議決権数に関し，「株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を議決権の数に加算しなかった場合には，その理由」を記載することと定めており，総会当日に出席した株主全員についての賛否の確認をしない取り扱いを認めております。

当社では，決議事項の採決にあたり，議決権行使書面及び電磁的方法（インターネット等）による総会前日までの議決権行使結果に加え，総会会場で行使された議決権について可決又は否決の判断に必要な範囲で議長が賛否を確認しております。その結果につきましては，府令に基づき，臨時報告書に適正に記載しております。

このようななか，当社のように多数の株主さまが出席する株主総会において，出席者一人一人の意思表示を確認することは，現状では集計に相当の時間を要し総会運営の支障となるなどの問題があります。集計の方法については，定款に定めて固定化するのではなく，総会運営上の必要性などを踏まえて柔軟に対応できる仕組みとすることが合理的と考えます。

したがいまして，本議案のような内容を定款に定めることは不適切であると考えます。

第８号議案　定款一部変更の件（6）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第11章　役員報酬の個別開示

第48条　役員の報酬・賞与その他職務執行の対価として会社から受け取る財産上の利益は個々人別に遅滞なく公表する。

▼提案の理由

この議案は，2014年の株主総会において19.6％（約26万９千個）の賛同を得ています。

株主総会において，役員報酬は毎年，役員の総数に対して総額での金額しか提示されていない。会計はどこまでも透明化が求められる。その明細を明らかにし，株主に対して納得のいく説明を用意すべきと考える。

更に，今年度についても，経営上の悪化を理由に株主配当の見送りが決定され，３年連続の無配となった。

役員報酬は，経営状況に応じて決めるべきものである。役員報酬の減額もされたと聞くが，経営責任のある役員は全員報酬を現状の半額程度に大幅に減額するのが至当であるところ，一株主の立場としては少なからぬ金額が支給されていると考える。

〇取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

取締役及び監査役の報酬につきましては，月額の限度額を株主総会で決議いただいており，その範囲内で各人の報酬を取締役会の決議又は監査役の協議により決定しております。

取締役賞与につきましては，各事業年度の業績等を勘案し，支給の都度，株主総会で総額を決議いただいたうえで，各人の賞与を取締役会の決議により決定しております。

また，経営に係るコストとして取締役及び監査役に支給される報酬等の総額を，それぞれの員数とともに事業報告及び有価証券報告書に記載しております。報酬等の総額を取締役及び監査役の員数で除することにより，報酬額の平均が容易にわかるようになっており，取締役会としては，その多寡を判断するうえで十分な開示をしていると考えます。

取締役及び監査役は，株主さまから付託された役割を果たすべく，当社の使命である北海道の電力の安定供給確保に向け，その職務に忠実に取り組んでおり，相応の報酬を支給することは必要かつ適切であると考えます。また，当社は業績等に鑑み，取締役賞与の不支給や取締役及び監査役の年間報酬額の減額を実施しております。

以　上

インターネット等による議決権行使について

議決権をインターネット等により行使される場合は，次の事項をご了承のうえ，**平成27年６月24日（水曜日）午後５時までに**ご行使くださいますようお願い申しあげます。

1．インターネットによる議決権行使の具体的方法

（1）議決権をインターネットにより行使される場合は，パソコン，スマートフォン及び携帯電話等のインターネット接続機器から，当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.it-soukai.com/）にアクセスしてください。

なお，バーコード読取機能付のインターネット接続機器を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り，議決権行使ウェブサイトにアクセスすることも可能です。

（2）招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力し，**「ログイン」**ボタンを押してください。

なお，初回ログインの際にパスワードをご変更いただきます。

（3）ログイン後，画面上部の**「ご投票」**ボタンを押し，案内に従って議決権を行使してください。

なお，**「1．議案別賛否投票」**又は**「2．会社提案に対し一括賛成投票」**のいずれかのボタンから議決権を行使することが可能です。

＊初回ログインの際に変更したパスワードについては，大切に保管してください。

＊パスワードは，一定回数以上間違えるとご利用できなくなります。この場合は，画面の案内に従ってお手続ください。

なお，パスワードのお電話等によるご照会には一切お答えできません。

＊インターネットに関する費用（プロバイダー接続料，通信料等）は，株主さまのご負担となります。

＊「ＱＲコード」は，株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2．ご利用環境

インターネットのご利用環境によっては，パソコン，スマートフォン及び携帯電話等による議決権行使ができない場合もございますので，ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

電話　0120-768-524（フリーダイヤル）　受付時間　9:00 ～ 21:00（土日休日を除く）

［議決権電子行使プラットフォームのご案内］

機関投資家のみなさまは，株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームについて，あらかじめ申し込みをされた場合にご利用いただくことができます。

ーメ　モー

ーメ　モー

株主総会会場ご案内

会　場　札幌市中央区大通西８丁目１番地
東京ドームホテル札幌　地下２階ピアリッジホール

会場付近略図

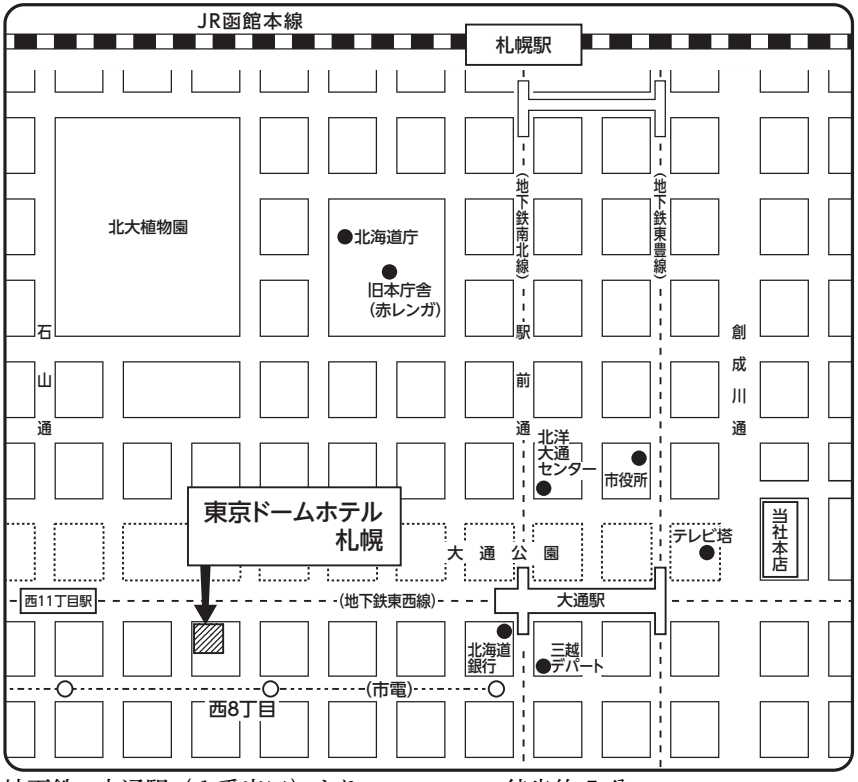

1. 地下鉄　大通駅（１番出口）より …… 徒歩約５分
　　西11丁目駅（３番出口）より …… 徒歩約５分
　市　電　西８丁目停留所より …… 徒歩約２分
2. 会場には駐車場を用意してございませんので，公共交通機関等をご利用願います。
3. 省エネルギーのため，会場の冷房を控え目にさせていただく予定ですので，軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

◎ご出席いただけない場合には，同封の議決権行使書用紙のご返送による議決権行使，又はインターネットによる議決権の行使をお願い申しあげます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

(証券コード　9509)

(第91回定時株主総会招集ご通知添付書類)

平 成 26 年 度 報 告 書

(平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで)

事　業　報　告

連結計算書類

　連結貸借対照表

　連結損益計算書

　連結株主資本等変動計算書

　連結注記表

計　算　書　類

　貸借対照表

　損益計算書

　株主資本等変動計算書

　個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

会計監査人監査報告書謄本

監査役会監査報告書謄本

北 海 道 電 力 株 式 会 社

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過及びその成果

【経営における主な取り組み】

①経営の安定化

電力の安定供給や収支・財務，環境面などに大きく貢献する最重要電源である泊発電所は，平成24年５月以降，３基すべてが停止しております。全基停止に伴い火力燃料費などが大幅に増加したことから，徹底した経営効率化に取り組みましたが，財務状況の急速な悪化を止めることができず，やむを得ず，平成25年９月に電気料金の値上げを実施いたしました。しかし，値上げの際に前提としていた泊発電所の発電再開時期が大幅に遅れ，これまでの取り組みだけでは火力燃料費などの増加を吸収することができず，同年度末には純資産が資本金を下回る水準まで低下しました。このような状況を踏まえ，当年度につきましても，収支・財務の改善に向けあらゆる取り組みを実施してまいりました。

a．財務基盤の安定化

財務基盤の安定化を図り信用力を維持する観点から，資本対策として，渇水時に備えて積み立ててきた渇水準備引当金（193億円）を国の許可を得て昨年４月に全額取り崩しいたしました。また，株主のみなさまへの影響に極力配慮し普通株式の希薄化を発生させない優先株式（500億円）を，株式会社日本政策投資銀行を割当先として，株主総会のご承認を経て７月に発行し，自己資本の増強を図りました。

b．電気料金の値上げ

電気料金に反映した経営効率化を着実に実施するとともに，支出の抑制にも取り組みましたが，泊発電所の発電再開時期が大幅に遅れているなかで，収支構造の抜本的な改善を図らなければ，再び純資産の毀損が拡大し，燃料調達や設備の保守・保全に必要な資金の調達が困難となり電力の安定供給に支障をきたすおそれがありました。このため，お客さまにはさらなるご負担をおかけすることについて苦渋の決断ではありましたが，一昨年に続き二度目となる電気料金の値上げを昨年11月１日から実施いたしました。当年度につきましては，お客さまの多大なご負担を軽減するため，経営努力によるコスト削減の成果をもとに値上げ幅を圧縮する措置を講じてまいりました。

c．経営効率化

二度にわたる値上げによりお客さまにご負担をおかけするなか，昨年10月の料金値上げの認可に際して，700億円を超える効率化計画を公表しました。この計画でお示しした人件費や燃料費・購入電力料の削減，資機材調達コストの低減などの経営効率化に確実に取り組むとともに，燃料調達価格のさらなる低減や自家発電設備をお持ちのお客さまからの電力購入単価の低減など，できうる限りの追加削減に取り組みました。また，当年度に限り，安定供給確保の観点から本来実施すべき設備更新や補修工事について，供給支障リスクを大幅に増加させない範囲で繰り延べることなどにより，修繕費や諸経費等の削減を行いました。この結果，前年度を大幅に上回る774億円のコスト削減を実施いたしました。

②泊発電所の早期発電再開

泊発電所の早期発電再開に向け，新規制基準への適合性審査について，原子力規制委員会の確認が得られるよう総力をあげて取り組んでまいりました。泊発電所３号機については，これまで60回を超える審査会合やヒアリングなどへの対応を行ってきており，残された課題の基準地震動（耐震設計で考慮すべき地震による揺れの大きさ）の確定につきましても，評価・検討結果の確認をできるだけ早く得られるよう対応を実施してまいりました。

さらに，重大事故対策について自主的・継続的な取り組みが不可欠との認識のもと，泊発電所の安全確保を経営の最重要課題と位置づけリスク低減に一層取り組むという決意で，昨年６月に「安全性向上計画」を取りまとめました。この計画に基づき，新規制基準への適合にとどまらない不断の努力によって，泊発電所の安全性をより向上させていく取り組みを展開するとともに，道民のみなさまにご理解いただけるよう，きめ細かな情報発信に努めてまいりました。

③電力の安定供給の確保

泊発電所が停止しているなか，電力の安定供給確保に向けて，供給面では，経年化が進んでいる設備が多いことから，発電・流通設備のパトロールや運転監視の強化などにより，トラブルの未然防止に最大限努めるとともに，発電所の計画外停止などには24時間体制で点検・補修作業にあたるなど早期復旧に全力で取り組みました。また，緊急設置電源（苫小牧発電所及び南早来変電所構内に設置，合計14.9万キロワット）の継続設置，火力発電所の増出力運転及び自家発電設備をお持ちのお客さまからの電力購入などに取り組むとともに，昨年10月には，純揚水式発電所である京極発電所１号機（20万キロワット）の運転開始により新たな供給力を確保いたしました。

需要面では，お客さまに無理のない範囲で節電へのご協力をお願いするとともに，当社からの要請により電気の使用を抑制していただく需給調整契約への加入をお願いいたしました。また，暖房需要などが増加する冬期間に向けては，需給逼迫時に電気の使用を抑制していただく緊急調整プログラムへの加入にご協力をいただきました。

このように需給両面にわたるあらゆる対策やお客さまのご協力により，厳しい需給状況を乗り切ることができました。

【収支の概要】

当年度の連結決算の営業収益（売上高）は，前年度に比べ625億84百万円増の6,929億25百万円となり，これに営業外収益を加えた経常収益は，643億70百万円増の6,974億１百万円となりました。

一方，経常費用は，前年度に比べ216億55百万円減の7,067億44百万円となりました。

以上により，経常損益は，前年度に比べ損失幅が860億26百万円縮小し93億43百万円の損失となりました。また，当期純損益は，法人税法等の改正による繰延税金資産の一部取り崩しなどはありましたが，純資産の毀損を抑制するため前年度末まで保有していた渇水準備引当金を全額取り崩したことにより，29億38百万円の利益となりました。

なお，事業別の業績は次のとおりとなりました。

①電気事業

当年度の販売電力量は，前年度に比べ2.7％減の298億10百万キロワット時となりました。

この内訳として，家庭用など自由化対象以外の需要では，節電のご協力をいただいた影響や冬季の気温が前年に比べ高く推移したことによる暖房需要の減少などにより，3.7％減の136億65百万キロワット時となりました。また，自由化対象の需要では，節電のご協力をいただいた影響や産業用での生産減などにより，1.8％減の161億45百万キロワット時となりました。

こうした販売電力量の減少はありましたが，収入面では，電気料金の値上げや再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響などにより，営業収益（売上高）は，前年度に比べ592億５百万円増の6,622億37百万円となりました。支出面では，燃料価格の低下や人件費をはじめ修繕費，諸経費の削減など経営全般にわたる徹底した効率化に努めたことなどにより，営業費用は，前年度に比べ249億7百万円減の6,609億54百万円となりました。

以上により，営業損益は，前年度の損失から841億12百万円改善し，12億83百万円の利益となりました。

②その他の事業

収入面では，建設業の売上が増加したことなどにより，営業収益（売上高）は，前年度に比べ33億79百万円増の306億87百万円となりました。支出面では，建設業の売上原価の増加などにより，営業費用は，前年度に比べ25億72百万円増の272億21百万円となりました。

以上により，営業利益は，前年度に比べ８億６百万円増の34億66百万円となりました。

【配当】

渇水準備引当金の取り崩しなどにより当期純利益を確保できましたが，毀損した自己資本の回復を図る必要があるなかで，当年度も経常損失となったことから，期末配当につきましては，株主のみなさまには誠に申し訳なく存じますが，普通株式及び優先株式ともに，無配といたしました。普通株式につきましては３期連続の無配となり，心よりお詫び申し上げます。

2. 対処すべき課題

安全性の確保を大前提に泊発電所の早期発電再開を実現し，電力の安定供給を万全なものとするとともに，営業運転復帰後にはお客さまにお約束した電気料金の値下げを実施してまいります。

また，株主のみなさまのご期待にお応えできるよう，不断の経営効率化などにより収支を改善し，毀損した自己資本の充実を図りつつ，早期復配の実現に向けて取り組んでまいります。

ほくでんグループを取り巻く経営環境は，電力の安定供給の確保や電気料金の最大限の抑制などを目的として国において検討が進められている電力システム改革の内容が順次具体化することにより，大きく変わろうとしています。当社は，改革の趣旨を踏まえ，北海道の発展を支える電力の安定供給や真にお客さまの利益につながるよう取り組んでまいります。また，この改革を好機と捉え，新たな経営環境のもと，企業成長に向けた積極的な取り組みを展開してまいります。

このような認識のもと，平成27年度は，経営の安定化と将来のさらなる発展に関わる６つの経営課題に重点的に取り組み，株主のみなさま，お客さまのご期待に沿えるよう，ほくでんグループ一体となった事業運営を行ってまいります。

【経営の安定化に向けた取り組み】

①泊発電所のたゆまぬ安全性向上と早期発電再開を目指した取り組み

新規制基準への適合性審査について，原子力規制委員会の確認が得られるよう，引き続き総力をあげて取り組んでまいります。

新規制基準に対応した各種安全対策については，当初計画していた３号機の安全対策工事や，審査の過程で必要となった３号機原子炉格納容器スプレイ配管の追加工事は完了しており，内部火災防護対策工事などについても早期完了に向けて鋭意進めてまいります。今後，基準地震動が確定次第，設備の耐震評価を行い，必要に応じ耐震補強等を行うとともに，１，２号機の安全対策工事についても３号機に引き続き完了できるよう取り進めてまいります。

また，適合性審査終了後の確実かつ速やかな発電再開に向け，長期停止設備の健全性確認など事前に実施可能な対応に万全を期してまいります。

さらに，泊発電所の安全性をより一層向上させるため，安全性向上計画に基づき，社長のトップマネジメントのもと，新規制基準への適合はもとより，国内外の新たな知見の導入やリスク評価の実施などに積極的に取り組むなど，不断の努力を重ねてまいります。

こうした安全性向上に向けた取り組みにつきまして，地元自治体や道民のみなさまに一層ご理解いただけますよう，あらゆる機会を捉えて情報提供や対話活動に努めてまいります。

②電力の安定供給の確保

泊発電所が発電再開するまでは，需給状況の抜本的な改善は困難な状況にあります。さらに，火力発電所については，経年化が進んでいることに加え，定期検査・本格修繕を繰り延べつつ高稼働を続けていることなどから，計画外停止・供給支障リスクは高まっております。

北海道の灯りを絶やさないために，可能な範囲で補修工事を実施するとともに，設備トラブルの未然防止に向け日常的な保守・点検体制の強化に努めてまいります。また，万が一のトラブル発生時には，早期復旧が図られるよう体制の整備に努めてまいります。

③収支改善及び財務基盤の強化

収支改善及び財務基盤の強化，小売全面自由化に備えた低コスト体質の実現や早期復配に向けて，二度の電気料金値上げの際にお示しした効率化計画などの取り組みを着実に進めてまいります。

さらに，今後の経営体質の強化に向けて，震災以降，費用の制約があるなかでの設備保全を通じて蓄積してきた技術力を活用し，新しい視点や発想のもと，合理的で効率的な設備の保全や業務運営方法の改善に取り組んでまいります。

【さらなる発展に向けた取り組み】

④北海道の発展を支える電力供給体制の構築

将来の安定供給を確実なものとするため，当社初のＬＮＧ火力発電所である石狩湾新港発電所１号機（56.94万キロワット，平成26年８月準備工事開始，平成31年２月運転開始予定），京極発電所２号機（20万キロワット，平成27年11月運転開始予定）などの新規電源導入や北海道本州間連系設備（北本連系設備，60万キロワット）の30万キロワット増強工事（平成26年４月着工，平成31年３月運転開始予定）を着実に進めてまいります。

地域の資源の有効活用につながる再生可能エネルギーにつきましては，固定価格買取制度の開始以降，太陽光発電を中心に接続申し込み量が急速に拡大いたしました。このため，当社においては接続可能量の再検証を行うとともに，平成27年１月，国において見直しが行われた新たな運用ルールのもと，再生可能エネルギーの受け入れを継続することといたしました。今後も，電力品質の確保を前提に，さらなる導入拡大に向け，大型蓄電システム実証事業や東京電力と共同で実施する北本連系設備を活用した風力発電導入拡大に向けた実証試験を着実に取り進めます。また，北海道の基幹産業である畜産業とも密接に関係する家畜系バイオマス発電の研究開発事業などにも最大限取り組んでまいります。

⑤新たな経営環境への的確な対応

平成28年に電力の小売全面自由化が開始され，ご家庭や商店などの低圧供給も含めたすべてのお客さまが電力会社を選ぶことができるようになります。このようななかでも，電気と他社商品・サービスとの組み合わせによる新たなビジネスモデルなどについて検討・準備を進めるとともに，平成27年度から本格的に導入するスマートメーターの活用によりお客さまの効率的な電気のご利用につながる新たな料金メニューを検討するなど，引き続き，ご満足いただける商品・サービスを提供し，お客さまの信頼を得られるよう努めてまいります。

ガス供給事業や北海道外への電力販売などの新たな取り組みにつきましても，他企業とのアライアンスなどを視野に入れ，幅広く検討してまいります。

⑥持続的な事業運営を支える人づくり・職場づくり

当社の年齢構成上，世代交代が急速に進むなか，将来にわたり北海道における電力の安定供給を守り続けていくため，これまで引き継いできた技術・技能を，きめ細かな教育・訓練を通じて若い世代に確実に継承するなど，計画的な人材の育成に取り組んでまいります。

また，変化する経営環境に的確かつ柔軟に対応するため，従業員一人一人がその能力を十分に発揮できるよう，働きがいのある職場環境づくりや女性のさらなる活躍の推進などの取り組みを進めてまいります。

これらの課題への取り組みに加え，株主のみなさまから経営を付託された責任を果たすための原則として東京証券取引所により制定される「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨に則り，コーポレートガバナンスの充実に努め，持続的な企業価値の向上を図ってまいります。

株主のみなさまにおかれましては，引き続き，ほくでんグループの取り組みに対し，ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

(1) 設備投資総額

区　　分	金額(百万円)
電　気　事　業	118,299
そ の 他 の 事 業	6,295
合　　計	124,594

(2) 運転を開始した主な設備

発電設備

名　　称	出力(kW)
(水　力) 京極発電所１号機（新　設）	200,000

(3) 建設中の主な設備

発電設備

名　　称	出力(kW)
(水　力) 京極発電所２，３号機（新　設）	200,000×2

送電設備

名　　称	電圧(kV)	亘長(km)
(北海道本州間連系設備) 北斗今別直流幹線（新　設）	250	122

変電設備

名　　称	容量(kVA)
(北海道本州間連系設備) 北　斗　変　換　所（新　設）	300,000

(4) 建設準備中の主な設備

発電設備

名　　称	出力(kW)
(ＬＮＧ) 石狩湾新港発電所１～３号機（新　設）	569,400×3

変電設備

名　　称	容量(kVA)
(北海道本州間連系設備) 今　別　変　換　所（新　設）	300,000

4. 資金調達の状況

(1) 社　　債

発 行 額	600億円
償 還 額	350億円

(2) 借 入 金

借 入 額	3,024億93百万円
返 済 額	3,255億69百万円

(3) コマーシャル・ペーパー

発 行 額	―
償 還 額	―

(4) 優 先 株 式

発 行 額	500億円

5. 財産及び損益の状況の推移

区分＼年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(当年度)
営業収益(売上高) (百万円)	634,439	582,990	630,340	692,925
経常利益 (百万円)	△ 9,669	△128,184	△ 95,370	△ 9,343
当期純利益 (百万円)	△ 72,066	△132,819	△ 62,972	2,938
1株当たり当期純利益 (円)	△ 350.55	△ 646.08	△ 306.34	14.30
総資産 (百万円)	1,618,850	1,660,740	1,782,776	1,815,675

(注) 1．平成24年８月分の電気料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金が導入されました。
2．平成24年度から，重要性を勘案し，北海道計器工業株式会社，ほくでんサービス株式会社及びほくでん情報テクノロジー株式会社を持分法適用会社から連結子会社といたしました。
3．平成25年９月１日から電気料金の値上げを実施いたしました。
4．平成26年11月１日から電気料金の値上げを実施いたしました。あわせて，平成26年11月１日から平成27年３月31日までのご使用分について，電気料金の軽減措置を実施いたしました。

6. 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
北海電気工事株式会社	1,730	51.1	電気工事，電気通信工事
北海道計器工業株式会社	30	100.0	電力量計の製造・販売・修理
北電興業株式会社	95	95.2	建物の賃貸，土木・建築工事
北海道パワーエンジニアリング株式会社	1,660	75.0	電気の卸供給，発電設備の保守
苫東コールセンター株式会社	5,000	58.1	石炭の受入れ，保管，払出し
ほくでんエコエナジー株式会社	1,860	100.0	電気の卸供給
ほくでんサービス株式会社	50	100.0	配電設備などの調査・設計・施工・保守，検針・料金請求
北海道総合通信網株式会社	5,900	100.0	電気通信事業
ほくでん情報テクノロジー株式会社	200	90.0	情報処理システムの企画・設計，ソフトウェア開発

7. 主要な事業内容

電気事業

8. 主要な事業所

(1) 当社の主要な事業所

a. 本　　店　　(札幌市)

b. 支　　店　　旭川支店，北見支店，札幌支店，岩見沢支店，小樽支店，釧路支店，帯広支店，室蘭支店，苫小牧支店，函館支店

c. 支　　社　　東京支社(東京都千代田区)

d. 発 電 所

水力発電所(出力50,000ｋW以上)

雨竜発電所(名寄市)，豊平峡発電所(札幌市)，滝里発電所(芦別市)，新冠発電所，高見発電所(新ひだか町)，京極発電所

火力発電所(出力200,000ｋW以上)

砂川発電所，奈井江発電所，苫小牧発電所，伊達発電所，苫東厚真発電所(厚真町)，知内発電所

原子力発電所

泊発電所

（2）重要な子会社の主要な事業所

a. 北海電気工事株式会社　本店（札幌市）
b. 北海道計器工業株式会社　本店（札幌市）
c. 北電興業株式会社　本店（札幌市）
d. 北海道パワーエンジニアリング株式会社　本店（札幌市）
苫小牧共同火力発電所
e. 苫東コールセンター株式会社　本店（苫小牧市）
f. ほくでんエコエナジー株式会社　本店（札幌市）
g. ほくでんサービス株式会社　本店（札幌市）
h. 北海道総合通信網株式会社　本店（札幌市）
i. ほくでん情報テクノロジー株式会社　本店（札幌市）

9. 従業員の状況

従　業　員　数	前年度末比増減
11,027 名	－ 42 名

（注）従業員数は，当社及び連結子会社の就業人員を記載しております。

10. 主要な借入先

借　　入　　先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	150,604 百万円
株式会社みずほ銀行	111,614
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	57,800
日本生命保険相互会社	56,185
株式会社北洋銀行	47,756

Ⅱ　会社の株式に関する事項

1．発行可能株式総数　　4億9,500万株

（発行可能種類株式総数）

（1）普通株式　　4億9,500万株

（2）A種優先株式　　500株

2．発行済株式総数　　2億1,529万2,412株

（内訳）

（1）普通株式　　2億1,529万1,912株

（2）A種優先株式　　500株

当年度中の増加

・平成26年7月31日付優先株式の発行　　A種優先株式　500株

3．株　　主　　数

（1）普通株式　　84,854名

（2）A種優先株式　　1名

4. 大　　株　　主

（1）普通株式

株　　主　　名	持　株　数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,981千株	6.3%
株　式　会　社　北　洋　銀　行	10,215	5.0
日　本　生　命　保　険　相　互　会　社	9,039	4.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,714	2.3
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	4,598	2.2
株　式　会　社　み　ず　ほ　銀　行	4,226	2.1
北　海　道　電　力　従　業　員　持　株　会	4,225	2.1
株　式　会　社　北　海　道　銀　行	4,131	2.0
明　治　安　田　生　命　保　険　相　互　会　社	4,048	2.0
ＧＯＬＤＭＡＮ，ＳＡＣＨＳ　＆　ＣＯ．ＲＥＧ	3,828	1.9

（注）持株比率は，発行済株式総数から自己株式9,741,779株を控除して計算しております。

（2）A種優先株式

株　　主　　名	持　株　数	持株比率
株　式　会　社　日　本　政　策　投　資　銀　行	500株	100%

Ⅲ　会社役員に関する事項

1．取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地　　位	担　　当	重要な兼職の状況
佐藤佳孝	取締役会長		
真弓明彦	取締役社長 社長執行役員	流通本部長	
髙橋賢友	取締役副社長 副社長執行役員	ビジネスサポート本部長，秘書室・経理部担当	
酒井　修	取締役副社長 副社長執行役員	企画本部長，発電本部副本部長，企画部・原子力品質保証室・原子力部・新エネルギー･再生可能エネルギー担当	
恩村裕之	取締役 常務執行役員	考査担当・地域産業経済担当・コンプライアンス担当	
富樫泰治	取締役 常務執行役員	発電本部副本部長，土木部・水力部担当	ほくでんエコエナジー株式会社取締役社長
森　昌弘	取締役 常務執行役員	ビジネスサポート本部副本部長，人事労務部・広報部担当	
林　宏行	取締役 常務執行役員	発電本部長，企画本部副本部長，情報通信部・火力部担当	
相馬道広	取締役 常務執行役員	お客さま本部長，企画本部副本部長，環境室・営業部担当	
阪井一郎	取締役 常務執行役員	発電本部副本部長，泊原子力事務所長	
佐々木亮子	取締役		有限会社アールズセミナー取締役（代表者）
本間公祐	常任監査役 （常　勤）		
阿部幹司	常任監査役 （常　勤）		
市川茂樹	監査役		弁護士
長谷川　淳	監査役		
下村幸弘	監査役		株式会社北洋銀行常勤監査役

(注) 1．取締役会長，取締役社長及び取締役副社長は代表取締役であります。
2．取締役のうち佐々木亮子は社外取締役であります。
3．監査役のうち市川茂樹，長谷川　淳，下村幸弘は社外監査役であります。
4．取締役　佐々木亮子及び監査役　市川茂樹，長谷川　淳，下村幸弘につきましては，東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。
5．平成26年６月26日，下村幸弘は監査役に新たに就任いたしました。
6．平成26年６月26日，石井純二は監査役を辞任いたしました。
7．平成26年６月26日，川合克彦は取締役社長から取締役社長 社長執行役員に，髙橋賢友，酒井　修，真弓明彦は取締役副社長から取締役副社長 副社長執行役員に，恩村裕之，富樫泰治，森　昌弘，林宏行，相馬道広，阪井一郎は常務取締役から取締役 常務執行役員に，それぞれ就任いたしました。
8．平成26年９月25日，真弓明彦は取締役副社長 副社長執行役員から取締役社長 社長執行役員に就任いたしました。
9．平成26年９月25日，川合克彦は取締役社長 社長執行役員を辞任し，取締役相談役に就任いたしました。
10．平成26年９月25日，取締役社長 社長執行役員　真弓明彦から取締役副社長 副社長執行役員　酒井修に新エネルギー・再生可能エネルギー担当を変更いたしました。
11．平成26年10月30日，川合克彦は取締役を辞任いたしました。
12．平成27年１月29日，取締役 常務執行役員　富樫泰治は，ほくでんエコエナジー株式会社の取締役社長に就任いたしました。
13．平成27年１月30日，取締役 常務執行役員　富樫泰治の担当が「発電本部副本部長，土木部担当・札幌支店長」から「発電本部副本部長，土木部・水力部担当」へと変更になりました。また，取締役 常務執行役員　林　宏行の担当が「発電本部長，企画本部副本部長，情報通信部・火力部・水力部担当」から「発電本部長，企画本部副本部長，情報通信部・火力部担当」へと変更になりました。
14．監査役　市川茂樹は，弁護士の資格を有しており，財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
15．監査役　下村幸弘は，銀行業務の経験を重ねてきており，財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
16．取締役　佐々木亮子の兼職先と当社の関係は次のとおりであります。
・有限会社アールズセミナーと当社の間には，記載すべき関係はありません。
17．監査役　下村幸弘の兼職先と当社の関係は次のとおりであります。
・当社は，株式会社北洋銀行の株式を保有しております。また，同社は当社の株主であり，同社と当社の間には資金の借入等の取引があります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

	報　　酬	役員賞与金
取　　締　　役	229百万円（12名）	―
監　　査　　役	62百万円（ 6名）	

（注）1．上記には，平成26年６月26日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名及び平成26年10月30日に退任した取締役１名を含んでおります。
2．上記のうち，社外役員の報酬等は，５名分，30百万円であります。
3．当年度に係る役員賞与金につきましては，支給しないこととといたしました。
4．株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。
取締役　　月額50百万円以内
監査役　　月額11百万円以内

3. 社外役員の主な活動状況

・取締役　佐々木亮子は，当年度開催の取締役会14回のすべてに出席し，主に会社経営者の経験から発言を行っております。
・監査役　市川茂樹は，当年度開催の取締役会14回のすべてに，また，監査役会11回のすべてに出席し，主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
・監査役　長谷川　淳は，当年度開催の取締役会14回のすべてに，また，監査役会11回のすべてに出席し，主に学識経験者としての幅広い見地から発言を行っております。
・監査役　下村幸弘は，平成26年６月26日就任以来開催の取締役会10回のすべてに，また，監査役会８回のすべてに出席し，主に会社役員の経験から発言を行っております。

Ⅳ　会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区　　分	報酬等の額
①　当社及び子会社が支払うべき報酬等の額の合計額	百万円 63
②　①の合計額のうち，当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	43

（注）1．会計監査人に支払うべき報酬等の額については，会社法上の会計監査人の監査に対する報酬額と金融商品取引法上の監査に対する報酬額を明確に区分しておらず，かつ，実質的に区分できないため，これらの合計額を記載しております。
2．当社子会社のうち北海電気工事株式会社については，当社会計監査人以外の監査法人が計算書類の監査を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社は，会計監査人に対して，社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務などを委託しております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は，会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか，会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど会計監査人として適当でないと判断される場合その他必要がある場合には，監査役会の決定により，会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

（注）会計監査人の再任等に関しては，平成27年５月１日施行前の会社法に基づき，監査役会の同意を得て，取締役会が会計監査人の再任を決定しております。
会社法の改正（平成27年５月１日施行）に伴い，会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関は，取締役会から監査役会に変更となったことから，決定の方針を見直しております。

Ⅴ　業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

会社法及び会社法施行規則に基づき「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり定め，この方針に基づき，効率的かつ公正・透明な事業活動を推進する。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会を原則として毎月１回開催し，重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに，取締役から業務執行状況の報告を受け，取締役の職務の執行を相互に監督する。
・社長，本部長（取締役）等で構成する業務執行会議を原則として毎週１回開催し，グループ経営全般に関する方針，計画並びに業務執行に関する重要事項を審議する。
・執行役員制度を採用して，取締役の意思決定・監督機能を強化し，あわせて業務執行の迅速化，効率化を図る。
・コンプライアンスに関する方針や行動規範を定め，取締役自ら率先して実践する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務執行に係る情報について，保存期間・場所及び管理方法等を定めた社内規範に基づき，文書又は電磁的記録により適切に保存・管理する。

3. リスク管理に関する規程その他の体制

・事業運営に関するリスクについて，グループ経営方針やこれに基づく本部長方針等で明確化し，方針管理サイクルのなかで適切に管理する。
・リスク管理に関する委員会を置き，各本部等におけるリスクやその対応状況を把握するとともに，指導・調整を行い，全社におけるリスクを横断的に管理する。
・非常災害等の発生に備え，対応組織・情報連絡体制等について社内規範に定めるとともに，防災訓練等を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会等において，グループ経営方針等を定め，方針管理サイクルのもとで業務を執行する。
・迅速な意思決定や効率的な業務執行を図るため，指揮監督系統や各職位の責任・権限，業務処理の手続き等を社内規範において明確化するとともに，情報システムを適切に活用する。
・効率性向上の観点から業務執行の状況を把握し，改善を図るため，内部監査部門による監査を実施する。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンスに関する委員会を置き，従業員教育・研修の実施等を通じて方針や行動規範の徹底を図るとともに，法令及び企業倫理等の遵守，不正防止の全社的活動を推進する。また，コンプライアンスに関する相談窓口を置き，適切に運用する。
・法令等遵守の観点から業務執行の状況を把握し，改善を図るため，内部監査部門による監査を実施する。

6. 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

・当社とグループ各社は，グループ経営方針，グループ運営に関する規範に基づき，報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行する。

・当社とグループ各社は，グループのコンプライアンス等に関する方針を共有する。また，グループ各社は，リスク管理，取締役の職務の執行が効率的に行われること，取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合すること等，業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し，適切に運用する。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

・監査役の職務を補助する専任組織を置き，必要な人員を配置する。

8. 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

・監査役の職務を補助する従業員は，監査役の指揮監督のもとで職務を執行するものとし，その人事異動等については，事前に監査役と協議する。

9. 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役，監査役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社の取締役及び従業員は，法令に定められる事項に加え，当社の社内規範に基づき，重要な業務執行に関する事項について，当社の監査役に定期的若しくは都度報告する。

・グループ各社の取締役，監査役及び従業員は，法令に定められる事項に加え，グループで共有する規範に基づき，重要な業務執行に関する事項について，当社の監査役に定期的若しくは都度報告する。

・監査役に報告した者が，当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることがないよう適切に対応する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役から取締役等の職務執行状況の聴取や重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は，速やかにこれに応じる。

・監査役から職務の執行について生ずる費用等の請求を受けた場合は，その費用等が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き，これを負担する。

・内部監査部門は，内部監査結果の報告等，監査役への情報提供を適切に行う。

（注）執行役員制度の導入に伴い，平成26年６月24日開催の取締役会において内容の一部を改正する決議をいたしました。また，会社法及び会社法施行規則の改正（平成27年５月１日施行）に伴い，平成27年４月30日開催の取締役会において内容の一部を改正する決議をいたしました。

連結貸借対照表

平成27年３月31日現在

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
固定資産	**1,563,720**	**固定負債**	**1,268,783**
電気事業固定資産	**1,117,227**	社債	529,133
水力発電設備	226,268	長期借入金	545,123
汽力発電設備	81,392	使用済燃料再処理等引当金	55,399
原子力発電設備	238,118	使用済燃料再処理等準備引当金	8,851
送電設備	168,925	退職給付に係る負債	40,456
変電設備	79,057	資産除去債務	73,578
配電設備	274,927	その他	16,241
業務設備	42,896		
その他の電気事業固定資産	5,641	**流動負債**	**358,500**
その他の固定資産	**58,081**	１年以内に期限到来の固定負債	182,146
固定資産仮勘定	**95,750**	短期借入金	42,000
建設仮勘定	95,623	支払手形及び買掛金	40,363
除却仮勘定	126	未払税金	13,840
核燃料	**145,492**	その他	80,149
加工中等核燃料	145,492		
投資その他の資産	**147,168**	**負債合計**	**1,627,283**
長期投資	46,182		
退職給付に係る資産	14,008	**株主資本**	**165,612**
繰延税金資産	29,803	資本金	114,291
その他	57,242	資本剰余金	49,998
貸倒引当金(貸方)	△ 68	利益剰余金	19,490
		自己株式	△ 18,167
流動資産	**251,955**		
現金及び預金	152,016	**その他の包括利益累計額**	**12,434**
受取手形及び売掛金	50,042	その他有価証券評価差額金	5,263
たな卸資産	37,414	退職給付に係る調整累計額	7,170
繰延税金資産	5,925		
その他	7,027	**少数株主持分**	**10,345**
貸倒引当金(貸方)	△ 472		
		純資産合計	**188,392**
合計	**1,815,675**	**合計**	**1,815,675**

連結損益計算書

平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	**688,175**	**営業収益**	**692,925**
電気事業営業費用	660,954	電気事業営業収益	662,237
その他事業営業費用	27,221	その他事業営業収益	30,687
営業利益	(4,750)		
営業外費用	**18,569**	**営業外収益**	**4,475**
支払利息	16,670	受取配当金	537
持分法による投資損失	111	受取利息	1,129
その他	1,787	固定資産売却益	1,802
		その他	1,005
経常費用合計	**706,744**	**経常収益合計**	**697,401**
経常損失	**9,343**		
渇水準備金引当又は取崩し	**△ 19,391**		
渇水準備引当金取崩し（貸方）	△ 19,391		
税金等調整前当期純利益	**10,047**		
法人税，住民税及び事業税	973		
法人税等調整額	6,992		
法人税等合計	**7,966**		
少数株主損益調整前当期純利益	**2,081**		
少数株主損失	**△ 857**		
当期純利益	**2,938**		

連結株主資本等変動計算書

平成26年４月１日から平成27年３月31日まで

（単位　百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	114,291	21,174	△ 3,328	△ 18,159	113,978	4,076	17,121	21,197	11,555	146,731
会計方針の変更による累積的影響額			△ 1,295		△ 1,295				△ 358	△ 1,653
会計方針の変更を反映した当期首残高	114,291	21,174	△ 4,623	△ 18,159	112,683	4,076	17,121	21,197	11,197	145,078
当連結会計年度変動額										
新株の発行	25,000	25,000			50,000					50,000
資本金から剰余金への振替	△ 25,000	25,000			—					—
欠損填補		△ 21,174	21,174		—					—
当期純利益			2,938		2,938					2,938
自己株式の取得				△ 10	△ 10					△ 10
自己株式の処分		△ 1		3	1					1
株主資本以外の項目の当該連結会計年度変動額(純額)						1,186	△ 9,950	△ 8,763	△ 851	△ 9,615
当連結会計年度変動額合計	—	28,823	24,113	△ 7	52,929	1,186	△ 9,950	△ 8,763	△ 851	43,313
当連結会計年度末残高	114,291	49,998	19,490	△ 18,167	165,612	5,263	7,170	12,434	10,345	188,392

連 結 注 記 表

平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社数　９社

連結子会社名は，北海電気工事㈱，北海道計器工業㈱，北電興業㈱，北海道パワーエンジニアリング㈱，苫東コールセンター㈱，ほくでんエコエナジー㈱，ほくでんサービス㈱，北海道総合通信網㈱，ほくでん情報テクノロジー㈱である。

（2）非連結子会社の名称等

非連結子会社名は，北電総合設計㈱，㈱ほくでんスポーツフィールズ，㈱ほくでんアソシエ，北海道レコードマネジメント㈱，㈱アイテスである。

非連結子会社は，その総資産，売上高，当期純損益及び利益剰余金等の規模等からみて重要性が乏しいため連結の範囲から除外している。

２．持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用の非連結子会社数　３社

持分法適用の非連結子会社名は，北電総合設計㈱，㈱ほくでんスポーツフィールズ，㈱ほくでんアソシエである。

（2）持分法適用の関連会社　該当なし

（3）持分法を適用していない非連結子会社（北海道レコードマネジメント㈱他）及び関連会社（㈱札幌ネクシス他）はそれぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり，かつ全体としても重要性が乏しいため持分法の適用範囲から除外している。

３．会計処理基準に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

(イ) 満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

(ロ) その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

②たな卸資産…主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法，無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数等は法人税法に規定する基準によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上している。

②使用済燃料再処理等引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため，再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち，当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上している。

平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異のうち，電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第２条に定める金額（25,266百万円）については，平成17年度から15年間にわたり営業費用として計上することとしており，平成20年度以降の計上額は毎連結会計年度均等の1,668百万円である。

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に係る見積差異は，電気事業会計規則取扱要領第81の規定により，発生の翌連結会計年度から具体的な再処理計画のある使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上している。当連結会計年度末における未認識の見積差異は17,448百万円である。

③使用済燃料再処理等準備引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため，再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち，当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上している。

④渇水準備引当金

渇水による損失に備えるため，電気事業法（第36条）の定める基準によって計算した限度額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理方法

従業員の退職給付に備えるため，当連結会計年度末における見込額に基づき，退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については，主として給付算定式基準によっている。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は，主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は，主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

②特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用し，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）に基づき，原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり，定額法により費用計上する方法によっている。

③消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜方式によっている。

Ⅱ．会計方針の変更に関する注記

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を，退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し，退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し，退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から主として給付算定式基準へ変更するとともに，割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基に設定する方法から主として退職給付の支払見込期間ごとに設定した複数の割引率を使用する方法へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については，退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており，当連結会計年度の期首において，当該変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果，当連結会計年度の期首において，退職給付に係る資産が310百万円減少し，退職給付に係る負債が1,852百万円増加するとともに，利益剰余金が1,295百万円減少している。また，当連結会計年度の損益に与える影響は軽微である。

Ⅲ．連結貸借対照表に関する注記

１．担保資産及び担保付債務

（1）当社の総財産は，社債及び㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。（１年以内に償還・返済すべき金額を含む。）

＜担保付債務＞

社債	659,141百万円
債務履行引受契約により譲渡した社債	78,930百万円
㈱日本政策投資銀行借入金	149,911百万円

（2）一部の連結子会社の総財産は，㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。（１年以内に返済すべき金額を含む。）

＜担保付債務＞

㈱日本政策投資銀行借入金	342百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　2,725,828百万円

３．保証債務等

日本原燃㈱の社債及び借入金に対する保証債務	46,528百万円
財形住宅融資による従業員の借入金に対する連帯保証債務	12,322百万円
社債の債務履行引受契約に係る偶発債務	
北海道電力第254回社債（引受先　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）	19,130百万円
北海道電力第256回社債（引受先　㈱みずほ銀行）	19,800百万円
北海道電力第257回社債（引受先　㈱みずほ銀行）	20,000百万円
北海道電力第258回社債（引受先　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）	20,000百万円

Ⅳ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末における発行済株式の総数

普通株式数	215,291,912株
Ａ種優先株式数	500株

Ⅴ．金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

電気事業を行うための設備投資計画等に基づいて，必要な資金を社債の発行や金融機関からの借入れにより調達することとしており，一時的な余資は短期の預金等で運用することとしている。また，短期的な運転資金を銀行からの借入れやコマーシャル・ペーパーの発行により調達することとしている。

デリバティブ取引は，事業活動の中で生じる市場価格の変動によるリスクを回避又は軽減することを目的として行い，将来の市場価格の変動による価格差から生じる利益獲得を目的とした投機手段としての取引は行わないこととしている。

有価証券は，主に業務上の関係を有する企業の株式であり，市場価格の変動によるリスクや発行体の信用リスクに晒されているが，定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

営業債権である受取手形及び売掛金は，顧客の信用リスクに晒されているが，電気供給約款等に従い，取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っている。

長期借入金の一部は変動金利であり，金利の変動によるリスクに晒されているが，大部分は固定金利で調達していることから，当該リスクは限定的と考えられる。

営業債務である支払手形及び買掛金は，そのほとんどが１年以内の支払期日である。

また，社債，借入金及び営業債務は，流動性リスクに晒されているが，月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理している。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額，時価及びこれらの差額については，次のとおりである。

なお，時価を把握することが極めて困難と認められるものは，次表には含まれていない。((注2）参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（＊1）	時　　価（＊1）	差　　額
(1) 有価証券（＊2）			
満期保有目的の債券	230	230	0
その他有価証券	16,237	16,237	―
(2) 現金及び預金	152,016	152,016	―
(3) 受取手形及び売掛金	50,042	50,042	―
(4) 社債（＊3）	(659,133)	(683,115)	23,981
(5) 長期借入金（＊3）	(596,775)	(608,464)	11,688
(6) 短期借入金	(42,000)	(42,000)	―
(7) 支払手形及び買掛金	(40,363)	(40,363)	―

（＊1）負債に計上されているものについては，( ) で示している。

（＊2）連結貸借対照表上「長期投資」に計上している。

（＊3）連結貸借対照表上「１年以内に期限到来の固定負債」に計上しているものを含む。

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 有価証券

株式は取引所の価格によっており，債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

(2) 現金及び預金，並びに (3) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

市場価格によっている。

(5) 長期借入金

変動金利によるものは，短期間で市場金利を反映することから，時価は帳簿価額と近似していると考えられるため，当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは，元利金の合計額を，新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

(6) 短期借入金，並びに (7) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっている。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	27,177
出資証券	693
その他	6

これらについては，市場価格がなく，かつ，将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれる。したがって，時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため，「(1) 有価証券　その他有価証券」には含めていない。

Ⅵ．一株当たり情報に関する注記

１．一株当たり純資産額　613円70銭

２．一株当たり当期純利益　14円30銭

Ⅶ．その他の注記

１．原子力発電設備に関する電気事業会計規則の変更

平成27年３月13日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成27年経済産業省令第10号）（以下，「改正省令」という。）が施行され，「電気事業会計規則」が改正されたため，同施行日以降は，運用を廃止しようとする原子炉に係る原子力発電設備（原子炉の廃止に必要な固定資産，原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産及び資産除去債務相当資産を除く。），当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等費及び当該核燃料の解体に要する費用について，経済産業大臣への申請により原子力廃止関連仮勘定に振り替え又は計上することができることとなった。また，原子力廃止関連仮勘定は，経済産業大臣の承認を受けた日の属する月から償却することとなった。この変更は改正省令の定めにより遡及適用は行わない。なお，この変更による影響はない。

２．法人税等の税率等の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成27年３月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が公布されたことに伴い，当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし，平成27年４月１日以後に解消が見込まれるものに限る）に使用する法定実効税率を変更している。また，欠損金の繰越控除制度が改正され，平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から控除限度額が変更されている。

これにより，繰延税金資産の純額が7,461百万円減少し，法人税等調整額が7,835百万円，その他有価証券評価差額金が165百万円，退職給付に係る調整累計額が209百万円それぞれ増加している。

貸借対照表

平成27年３月31日現在

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
固定資産	**1,522,920**	**固定負債**	**1,251,474**
電気事業固定資産	**1,119,334**	社債	529,133
水力発電設備	222,230	長期借入金	541,683
汽力発電設備	80,041	リース債務	1
原子力発電設備	239,085	関係会社長期債務	3,444
内燃力発電設備	1,826	退職給付引当金	30,668
新エネルギー等発電設備	2,467	使用済燃料再処理等引当金	55,399
送電設備	170,783	使用済燃料再処理等準備引当金	8,851
変電設備	79,364	資産除去債務	73,578
配電設備	280,664	雑固定負債	8,713
業務設備	42,533	**流動負債**	**350,626**
貸付設備	338	１年以内に期限到来の固定負債	180,299
附帯事業固定資産	**100**	短期借入金	42,000
事業外固定資産	**3,606**	買掛金	28,098
固定資産仮勘定	**95,537**	未払金	32,650
建設仮勘定	95,411	未払費用	32,486
除却仮勘定	126	未払税金	11,699
核燃料	**145,492**	預り金	643
加工中等核燃料	145,492	関係会社短期債務	20,407
投資その他の資産	**158,849**	諸前受金	2,275
長期投資	43,658	雑流動負債	64
関係会社長期投資	35,829	**負債合計**	**1,602,101**
使用済燃料再処理等積立金	54,752		
長期前払費用	534	**株主資本**	**142,611**
前払年金費用	179	**資本金**	**114,291**
繰延税金資産	24,150	**資本剰余金**	**49,998**
貸倒引当金(貸方)	△ 255	その他資本剰余金	49,998
流動資産	**226,681**	**利益剰余金**	**△ 3,511**
現金及び預金	138,745	その他利益剰余金	△ 3,511
売掛金	41,220	特定災害防止準備金	91
諸未収入金	1,398	繰越利益剰余金	△ 3,602
貯蔵品	33,653	**自己株式**	**△ 18,167**
前払費用	585	**評価・換算差額等**	**4,890**
関係会社短期債権	3,068	その他有価証券評価差額金	4,890
繰延税金資産	4,705	**純資産合計**	**147,501**
雑流動資産	3,905		
貸倒引当金(貸方)	△ 602		
合計	**1,749,602**	**合計**	**1,749,602**

損 益 計 算 書

平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	**659,412**	**営業収益**	**663,929**
電気事業営業費用	**659,241**	**電気事業営業収益**	**663,418**
水力発電費	21,152	電灯料	286,938
汽力発電費	240,096	電力料	339,386
原子力発電費	79,871	地帯間販売電力料	146
内燃力発電費	7,237	他社販売電力料	3,049
新エネルギー等発電費	1,600	託送収益	1,580
地帯間購入電力料	384	事業者間精算収益	24
他社購入電力料	110,331	再エネ特措法交付金	26,786
送電費	33,520	電気事業雑収益	5,484
変電費	17,524	貸付設備収益	20
配電費	56,652		
販売費	24,836		
貸付設備費	3		
一般管理費	28,484		
再エネ特措法納付金	19,322		
電源開発促進税	11,302		
事業税	6,965		
電力費振替勘定（貸方）	△ 45		
附帯事業営業費用	**170**	**附帯事業営業収益**	**511**
住宅電化設備賃貸事業営業費用	100	住宅電化設備賃貸事業営業収益	226
光ファイバ心線貸し事業営業費用	46	光ファイバ心線貸し事業営業収益	144
不動産賃貸事業営業費用	23	不動産賃貸事業営業収益	140
営業利益	(4,517)		
営業外費用	**18,335**	**営業外収益**	**5,060**
財務費用	**17,016**	**財務収益**	**2,540**
支払利息	16,634	受取配当金	1,303
株式交付費	193	受取利息	1,237
社債発行費	188		
事業外費用	**1,319**	**事業外収益**	**2,519**
固定資産売却損	208	固定資産売却益	1,727
雑損失	1,111	雑収益	791
当期経常費用合計	**677,748**	**当期経常収益合計**	**668,989**
当期経常損失	**8,758**		
渇水準備金引当又は取崩し	△ **19,391**		
渇水準備引当金取崩し（貸方）	△ 19,391		
税引前当期純利益	**10,633**		
法人税等	**6,402**		
法人税等調整額	6,402		
当期純利益	**4,230**		

株主資本等変動計算書

平成26年４月１日から平成27年３月31日まで

(単位　百万円)

	株主資本											評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計					
						特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当事業年度期首残高	114,291	21,174	―	21,174	28,219	85	58,500	△115,001	△28,196	△18,159	89,110	3,816	92,926
会計方針の変更による累積的影響額								△ 719	△ 719		△ 719		△ 719
会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高	114,291	21,174	―	21,174	28,219	85	58,500	△115,721	△28,916	△18,159	88,390	3,816	92,206
当事業年度変動額													
新株の発行	25,000	25,000		25,000							50,000		50,000
資本金から剰余金への振替	△25,000		25,000	25,000							―		―
準備金から剰余金への振替		△46,174	46,174	―							―		―
欠損填補			△21,174	△21,174				21,174	21,174		―		―
利益準備金の取崩					△28,219			28,219	―		―		―
特定災害防止準備金の積立						6		△ 6	―		―		―
別途積立金の取崩							△58,500	58,500	―		―		―
当期純利益								4,230	4,230		4,230		4,230
自己株式の取得										△ 10	△ 10		△ 10
自己株式の処分			△ 1	△ 1						3	1		1
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)												1,074	1,074
当事業年度変動額合計	―	△21,174	49,998	28,823	△28,219	6	△58,500	112,118	25,405	△ 7	54,221	1,074	55,295
当事業年度末残高	114,291	―	49,998	49,998	―	91	―	△ 3,602	△ 3,511	△18,167	142,611	4,890	147,501

個 別 注 記 表

平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

（2）貯蔵品…石炭，燃料油，バイオマス燃料及び一般貯蔵品は総平均法，特殊品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法，無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数等は法人税法に規定する基準によっている。

３．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上している。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については，給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は，その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は，各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

（3）使用済燃料再処理等引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため，再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち，当事業年度末に発生していると認められる額を計上している。

平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異のうち，電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第２条に定める金額（25,266百万円）については，平成17年度から15年間にわたり

営業費用として計上することとしており，平成20年度以降の計上額は毎事業年度均等の1,668百万円である。

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に係る見積差異は，電気事業会計規則取扱要領第81の規定により，発生の翌事業年度から具体的な再処理計画のある使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上している。当事業年度末における未認識の見積差異は17,448百万円である。

(4) 使用済燃料再処理等準備引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため，再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち，当事業年度末に発生していると認められる額を計上している。

(5) 渇水準備引当金

渇水による損失に備えるため，電気事業法（第36条）の定める基準によって計算した限度額を計上している。

4．その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は，連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(2) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用し，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）に基づき，原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり，定額法により費用計上する方法によっている。

(3) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜方式によっている。

Ⅱ．会計方針の変更に関する注記

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を，退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し，退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し，退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに，割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基に設定する方法から退職給付の支払見込期間ごとに設定した複数の割引率を使用する方法へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については，退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており，当事業年度の期首において，当該変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減している。

この結果，当事業年度の期首において，退職給付引当金が719百万円増加し，繰越利益剰余金が同額減少している。また，当事業年度の損益に与える影響は軽微である。

Ⅲ．貸借対照表に関する注記

１．当社の総財産は，社債及び㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。（１年以内に償還・返済すべき金額を含む。）

社債	659,141百万円
債務履行引受契約により譲渡した社債	78,960百万円
㈱日本政策投資銀行借入金	149,911百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　2,626,315百万円

３．保証債務等

ほくでんエコエナジー㈱の借入金に対する連帯保証債務	342百万円
日本原燃㈱の社債及び借入金に対する保証債務	46,528百万円
財形住宅融資による従業員の借入金に対する連帯保証債務	12,322百万円
社債の債務履行引受契約に係る偶発債務	
北海道電力第254回社債（引受先　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）	19,160百万円
北海道電力第256回社債（引受先　㈱みずほ銀行）	19,800百万円
北海道電力第257回社債（引受先　㈱みずほ銀行）	20,000百万円
北海道電力第258回社債（引受先　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）	20,000百万円

４．

関係会社に対する長期金銭債権	18,618百万円
関係会社に対する短期金銭債権	2,628百万円
関係会社に対する長期金銭債務	3,444百万円
関係会社に対する短期金銭債務	22,115百万円

５．損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

光ファイバ心線貸し事業	専用固定資産	17百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	283百万円
	合　計	300百万円
不動産賃貸事業	専用固定資産	82百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	―百万円
	合　計	82百万円

Ⅳ．損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高	費用	90,384百万円
	収益	1,496百万円
関係会社との営業取引以外の取引高		761百万円

Ⅴ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数　9,741,779株

Ⅵ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	78,206百万円
減価償却費損金算入限度超過額	10,988百万円
退職給付引当金	8,780百万円
資産除去債務否認額	7,248百万円
その他	16,646百万円
繰延税金資産小計	121,871百万円
評価性引当額	△ 87,166百万円
繰延税金資産合計	34,705百万円
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△ 3,833百万円
その他有価証券評価差額金	△ 1,978百万円
その他	△ 37百万円
繰延税金負債合計	△ 5,849百万円
繰延税金資産の純額	28,855百万円

（法人税等の税率等の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

平成27年３月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が公布されたことに伴い，当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし，平成27年４月１日以後に解消が見込まれるものに限る）に使用する法定実効税率を変更している。また，欠損金の繰越控除制度が改正され，平成27年４月１日以後に開始する事業年度から控除限度額が変更されている。

これにより，繰延税金資産の純額が6,792百万円減少し，法人税等調整額が6,924百万円，その他有価証券評価差額金が132百万円それぞれ増加している。

Ⅶ．リースにより使用する固定資産に関する注記

リースにより使用している固定資産の主なものは業務設備に相当するものである。

Ⅷ．関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等　　（単位：百万円）

属性	氏名	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	当事業年度末残高
役　員	石井 純二	被所有 直接 0.00%	当社監査役 ㈱北洋銀行代表取締役頭取	資金の借入	17,500	－	－
				利息の支払	111	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

第三者（㈱北洋銀行）の代表者として行った取引であり，市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

なお，石井純二氏については，平成26年６月26日開催の定時株主総会をもって当社監査役を退任したため，取引金額は退任日までの取引について記載している。

子会社等　　（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	当事業年度末残高
子会社	北海電気工事㈱	所有 直接 52.80% 間接 0.19%	電気・電気通信工事の委託	建設工事の請負代ほか	22,867	関係会社短期債務	4,409

取引条件及び取引条件の決定方針等

1　一般的取引と同様の条件で，市場価格等を勘案し，契約している。

2　取引金額及び期末残高には，消費税等が含まれている。

Ⅸ．一株当たり情報に関する注記

1．一株当たり純資産額　　465円10銭

2．一株当たり当期純利益　　20円58銭

Ⅹ．その他の注記

（原子力発電設備に関する電気事業会計規則の変更）

平成27年３月13日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成27年経済産業省令第10号）（以下，「改正省令」という。）が施行され，「電気事業会計規則」が改正されたため，同施行日以降は，運用を廃止しようとする原子炉に係る原子力発電設備（原子炉の廃止に必要な固定資産，原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産及び資産除去債務相当資産を除く。），当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等費及び当該核燃料の解体に要する費用について，経済産業大臣への申請により原子力廃止関連仮勘定に振り替え又は計上することができることとなった。また，原子力廃止関連仮勘定は，経済産業大臣の承認を受けた日の属する月から償却することとなった。この変更は改正省令の定めにより遡及適用は行わない。なお，この変更による影響はない。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成２７年５月８日

北海道電力株式会社
取 締 役 会　　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	篠 河 清 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白 羽 龍 三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片 岡 直 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、北海道電力株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成２７年５月８日

北海道電力株式会社
　取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　篠　河　清　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　白　羽　龍　三　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　片　岡　直　彦　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、北海道電力株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第９１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は，平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して，各監査役が作成した監査報告書に基づき，審議の上，本監査報告書を作成し，以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は，監査の方針，計画，職務の分担等を定め，各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか，取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

各監査役は，監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し，監査の方針，計画，職務の分担等に従い，情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに，取締役会その他重要な会議に出席し，取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また，取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を調査いたしました。子会社については，子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り，必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに，会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを調査するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき，当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は，法令及び定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお，泊発電所の安全対策の取組みについて，新規制基準への対応も含め，引き続き確認してまいります。

平成27年５月11日

北海道電力株式会社　監査役会

常任監査役（常勤）	本　間　公　祐 ㊞
常任監査役（常勤）	阿　部　幹　司 ㊞
監　査　役	市　川　茂　樹 ㊞
監　査　役	長谷川　　淳 ㊞
監　査　役	下　村　幸　弘 ㊞

（注）　監査役　市川茂樹，監査役　長谷川淳及び監査役　下村幸弘は，会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。